

IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1) 消費者教育の推進

項目名	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------

施策概要	<p>(1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>○ 消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組</p> <p>消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。</p> <p>消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。その状況を踏まえ、必要に応じて消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を検討・実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育の取組に必要となる教材、実践事例等について積極的に情報を収集するとともに、消費者が自らの考え方を適切に表明すべきこと、大規模災害の発生時・感染症の拡大時等の非常事態においても消費者が合理的に行動できることを含め、消費者市民社会の概念・実践などに関する情報を取りまとめ、消費者教育ポータルサイト等において総合的な情報提供・発信・啓発等を行う。</p> <p>環境教育、食育、法教育、金融経済教育、情報教育等の関連する他の分野の教育との連携を図る。</p> <p>(2) 地域における消費者教育推進のための体制の整備</p> <p>○消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組</p> <p>国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。</p> <p>地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を促進し、消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共</p>
------	--

団体において教育委員会等と消費者行政部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材育成等を含めた整備を促進する。

地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、消費者教育の担い手やコーディネーターに対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。

|

--	--

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

|

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度（平成29年：33.2%）</p> <p>②消費者教育推進計画及び消費者教育地域協議会の策定・設置状況 （平成30年度：47都道府県）</p> <p>③地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>④基本方針の検討・変更の状況</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数、教材等掲載数 アクセス数：1,490,866件、教材等掲載数：1,668件（令和2年3月）</p> <p>⑥消費者教育推進のための研修の実施状況 （令和元年度（令和2年3月31日時点）：22回（参加者数：797人）、 平成30年度：13回（参加者数：549人））</p> <p>⑦消費者教育コーディネーターの配置（令和元年：26都道府県 95市区、13指定都市、82市町村等）</p> <p>（目標）</p> <p>①消費者市民社会の認知度の向上を目指す。</p> <p>②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合の向上50%以上を目指す。</p> <p>③都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合増を目指す。</p> <p>④消費者教育推進会議において基本方針の検討・議論を行う。</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数の増加、教材等掲載数の拡充を行う。</p> <p>⑥国民生活センターで消費者教育推進のための研修を適切に実施する。</p> <p>⑦全ての都道府県、指定都市に配置し、市区町村その他の市町村等での配置増を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費生活に関する意識調査で、消費者市民社会の認知度を調査</p> <p>②地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議の設置について有りと回答した地方公共団体の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育関連事業を実施していると回答した地方公共団体の割合</p> <p>④消費者教育推進会議における議論の回数</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数</p> <p>⑥国民生活センターでの消費者教育推進のための研修の実施状況</p> <p>⑦地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p>
-------------------------	--

書式変更: フォント: 11 pt

表の書式変更

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1.5 字, 左 0.5 字, 最初の行: -1.5 字

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催（地方公共団体の消費者教育推進計画及び消費者教育地域協議会の策定施策の状況等の把握等） ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの実態把握と育成・配置に向けた取組支援
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催（地方公共団体の消費者教育推進計画及び消費者教育地域協議会の策定施策の状況等の把握等） ・消費者教育の推進に関する基本方針の次期方針の検討 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催 ・消費者教育の推進に関する基本方針の変更 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和5年度	消費者教育推進会議、分科会の開催等
令和6年度	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進体制のモデル構築や消費者教育アドバイザー <u>派遣による支援</u> <u>遣による支援等</u> ・消費者教育連携協働推進全国協議会における取組事例の情報 <u>共有等の普及啓発</u>
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 1 字

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.13 字, 最初の行: -1.13 字

--	--

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	② 学校における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、
-----	------------------	------	-------------

		関係府省庁等
--	--	--------

施策概要	<p>(1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の答申を踏まえ小中学校学習指導要領については平成 28 年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成 29 年度に改訂した（小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度から全面实施、高等学校は令和 4 年度入学生から年次進行で実施）。</p> <p>(2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成 30 年 2 月 20 日若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定（平成 30 年 7 月 12 日改定））に基づき、大学等における消費者教育の推進のため、大学等と地元の消費生活センターとの連携を支援する取組を実施する。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」及び専修学校に対して平成 30 年に実施した「専修学校における消費者教育取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。</p> <p>平成 30 年 7 月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。</p> <p>(3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用</p> <p>○ 消費者庁、文部科学省の取組</p> <p>小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、共有を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。</p> <p>教員の指導力向上のための方策について、「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成 30 年 6 月）と同年 7 月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成 30 年 7 月 12 日改訂）に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を推進する。</p> <p>(4) 関係府省庁等の連携による消費者教育の推進</p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当府省庁等、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導</p>
-------------	--

力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。

成年年齢引下げに向けた動きがある中で向けて、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。

消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用等を支援し、全国での活用を推進する。令和2年度以降、小・中学校等における消費者教育充実のための教材等に係る検討を行う。

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

○ 消費者庁の取組

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進する。

国民生活センター等での研修の実施や、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。

○ 文部科学省の取組

消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

KPI - 今後の取組予 定	<p>【KPI】</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（令和元年度：小学校 70人、中学校 71人、高等学校 71人）</p> <p>②大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合（平成28-令和元年度：61.855%）</p> <p>③担当省庁による支援の状況</p> <p>④教材の配布・活用状況</p> <p>⑤国民生活センターにおける教員及び消費者教育コーディネーター向け研修の実施状況（平成30年度：教員を対象とした消費者教育講座3回、消費者教育コーディネーター講座2回、令和元年度：教員を対象とした消費者教育講座9回、消費者教育コーディネーター講座4回）</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合（平成28-令和元年度：40.339.8%）</p> <p>（目標）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数について、実施した年度においては毎年67名以上（各都道府県・指定都市から1名以上）の参加を目標とする。</p> <p>③担当省庁において実施した授業・講座の開催増を目指す。</p> <p>④全国の高校等での実践的な消費者教育の実施を目指す。</p> <p>⑤教員及び消費者教育コーディネーターを対象とした消費者教育講座を適切に実施する。</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合を60.0%に向上させる。</p> <p>（定義）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数については、各年度に実施した「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（小学校家庭部会、中学校技術・家庭部会）及び「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（家庭部会）の参加人数としている。</p> <p>②学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合をもって測定</p> <p>④実践的な消費者教育の授業をした学校数を全国の高校数で除したもの。実践校は消費者行政部局を通じた調査、全国の高等学校数は学校要覧で集計されている。 ※「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、平成30年度からの3年間を集中強化期間として実施してきたものであり、令和2年度が最終年度となる。</p> <p>⑤国民生活センターにおける教員及びコーディネーター向け研修の実施状況</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」と回答した割合</p>
-------------------------------	---

表の書式変更

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 大学・専門専修学校等における消費者教育の推進（先進事例や課題等の情報提供及び啓発） 若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進） 中学校等における消費者教育プログラムの検討・作成・検証
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 大学・専門専修学校等における消費者教育の推進 若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。 中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 大学・専門専修学校等における消費者教育の推進 若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。 中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 大学・専門専修学校等における消費者教育の推進
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育連携協働推進全国協議会における情報共有等を行う。 全国の指導主事等を対象とする協議会において引き続き周知する。 消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育連携協働推進全国協議会における情報共有等を行う。 消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

表の書式変更

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

--	--

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	③ 地域における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	------------------	------	-------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援・促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p> <p>国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化のための交付金の活用により等を通じて、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係府省庁等】</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について現状の課題等の分析結果や特色ある取組等について情報提供を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。</p> <p>平成30年7月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。</p>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況</p> <p>②地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>③消費者教育コーディネーター育成状況 コーディネーターの配置状況：26 都道府県 <u>95 市区、13 指定都市、82 市町村</u>等 (令和元年)</p> <p>④消費生活サポーター数 サポーターの配置状況：26 都道府県 139 市区町村等 (令和元年)</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の取組の割合：<u>32.6% (令和元年)</u></p> <p>⑥担当省庁による支援の状況【関係省庁】</p> <p>(目標)</p> <p>①指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合の<u>向上50%以上</u>を目指す。</p> <p>②都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の割合増を目指す。</p> <p>③全ての都道府県、<u>指定都市</u>に配置し、<u>市区町村その他の市町村</u>等での配置増を目指す。</p> <p>④都道府県及び市区町村での配置増を目指す。</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合を令和6年度までに40%とすることをを目指す。</p> <p>⑥担当省庁が地域で開催する講座・セミナー等への講師派遣数増を目指す。</p> <p>(定義)</p> <p>①地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議の設置について有りと回答した指定都市及び中核市の割合</p> <p>②地方消費者行政現況調査における、地方自治体の消費者教育関連事業の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>④地方消費者行政現況調査において、消費者教育サポーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>⑤教育委員会において実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組として、「教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はない」との回答を除いた数値</p> <p>⑥担当省庁が実施する講師派遣の数</p>
-------------------------	---

表の書式変更

書式変更: インデント：ぶら下げインデント：1字, 左1字, 最初の行：-1字

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会において、消費者教育推進計画の策定・消費者教育推進のための体制強化等地方公共団体におけるコーディネート機能強化、消費者教育コーディネーターの配置等の支援を検討 ・地方公共団体における消費者教育コーディネート機能強化に向けた取組(コーディネーター及び消費生活サポーターの配置状況に応じた支援) ・消費者教育ポータルサイトにおける地方公共団体の取組事例の掲載 ・各地の消費者教育講座への講師(職員)の派遣
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育連携協働推進全国協議会における情報共有等 ・「消費者教育に関する取組状況調査」の実施及び課題の分析 ・「消費者教育の指導者用啓発資料」の見直し
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育連携協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者教育に関する取組状況調査」の課題分析を踏まえた社会教育施設等における取組の推進

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: フォントの色: テキスト 1

書式変更: フォントの色: テキスト 1

結合されたセル

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	④ 多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁
-----	----------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等において、家庭でできる消費者教育教材や地域における親子向けの講座等の積極的な収集・掲載に努める。</p> <p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等に掲載する。事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。</p> <p>多様な主体による消費者教育の推進のため、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した講座・取組数等 （令和2年3月時点：消費者教育ポータルサイト掲載教材の活用数 家庭：56件、ポータルサイト掲載数 事業者・事業者団体 164件）</p> <p>②消費者教育コーディネーターの育成状況 <再掲> （令和元年：コーディネーターの配置状況 26都道府県 <u>95市</u>区、<u>13指定都市</u>、<u>82市町村</u>等）</p> <p>（目標）</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材の家庭（親子）での活用や、事業者・事象者団体による取組事例の増加を目指す。</p> <p>②全ての都道府県、<u>指定都市</u>に配置し、<u>市</u>区町村<u>その他市町村</u>等での配置増を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材の家庭での活用数、事業者・事業者団体による取組事例等数</p> <p>②地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑤ 法教育の推進	担当省庁	法務省

施策概要	<p>○ 法務省の取組</p> <p>法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進する。</p>		
------	--	--	--

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 法教育推進協議会（部会を含む。）の開催実績		
	【今後の取組予定】 ○ 法務省の取組		
	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。 ・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。 	
	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。 	
	令和4年度		
	令和5年度		
令和6年度			
項目名	⑥ 金融経済教育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 1、4	担当省庁	金融庁、消費者庁、 文部科学省、関係省 庁

<p>施策概要</p>	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>各個人が生涯にわたり、そのニーズに見合う金融サービスを適切に選択できるよう、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を進める。</p> <p>金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。</p> <p>金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。</p>														
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携した大学での授業の実施 (<u>令和元年度・11</u> <u>令和2年度</u> : 12 大学) ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況 <p>(定義)</p> <p>金融庁・財務局の集計による。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="352 992 1042 1205"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・金融経済教育用教材の作成・配布</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・学校や地域で開催される講座等への講師派遣</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施	令和3年度	・金融経済教育用教材の作成・配布	令和4年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣	令和5年度	・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施	令和6年度	
年度	取組内容														
令和2年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施														
令和3年度	・金融経済教育用教材の作成・配布														
令和4年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣														
令和5年度	・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施														
令和6年度															
<p>項目名</p>	<p><u>⑦ 食育の推進【再掲】</u></p> <p>※SDGs 関連 : <u>関連目標2、3、4、12</u></p>	<p>担当省庁</p>	<p>消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省</p>												

施策概要

○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組

国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。

食育推進会議が平成 28 年 3 月 18 日に作成した、平成 28 年度から令和 2 年度までを対象期間とする第 3 次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。

○ 文部科学省の取組

学校における食育を推進する。

○ 農林水産省の取組

分かりやすく、実効性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成30年度：62%） ②農林漁業体験を経験した国民の割合の向上（平成30年度：37%）</p> <p>（目標）</p> <p>①令和2年度：70% ②令和2年度：40%</p> <p>（定義）</p> <p>①日本型食生活の実践に取り組む人の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する調査で集計されている。 ②農林漁業体験を経験した国民の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する調査で集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・学校における食育の推進</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まで。 令和3年度から第4次食育推進基本計画を予定。</p>	年度	取組内容	令和2年度	・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施	令和3年度	・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進	令和4年度	・学校における食育の推進	令和5年度	・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施	令和6年度	・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施
年度	取組内容												
令和2年度	・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施												
令和3年度	・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進												
令和4年度	・学校における食育の推進												
令和5年度	・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施												
令和6年度	・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施												

項目名	⑧ エシカル消費の普及啓発【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、17	担当省庁	消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁の取組 <u>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。</u></p> <p>○ 消費者庁の取組 <u>エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。</u></p> <p>○ 農林水産省の取組 <u>環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げ、今後更に持続可能な生産への取組を進めるため、これを支える持続可能な消費の在り方について、普及方策も含め有識者による検討を行った。有識者の意見を踏まえ、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む中間取りまとめを公表した。今後は、これらの取組を行う事業者等のネットワークを構築し、事業者等の主体的な取組や事業者等との連携を促進する。</u></p> <p><u>認証ラベルの一つである水産エコラベル[※]は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資するため、令和元年12月、「MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI（グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ）」からアジアのスキームとして初めて承認を受けたことや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国内外における普及を促進する。</u></p> <p><u>※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC等がある。</u></p>
------	---

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認を求め、木材を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めており、合法伐採木材の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者に理解を深めてもらうため、合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>① <u>エシカル消費の認知度（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（平成28年12月）：6.0%）</u></p> <p>② <u>環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている割合（「消費者意識基本調査」（平成30年度）：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1%）</u></p> <p>③ <u>国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数（令和2年3月末時点：38件）</u></p> <p>（目標）</p> <p>① <u>認知度を30%にする。</u></p> <p>② <u>令和7年度までに、かなり心掛けている20%、ある程度心掛けている70%とする</u> <u>ことを目指す。</u></p> <p>③ <u>令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>① <u>「エシカル消費に関する消費者意識調査」（令和4年度）</u></p> <p>② <u>「消費者意識基本調査」</u></p> <p>③ <u>国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・ <u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・ <u>エシカル消費に関する消費者意識調査の実施</u> ・ <u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者</u> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・ <u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）</u> 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・ <u>エシカル消費に関する消費者意識調査の実施</u> ・ <u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）</u> 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> 	令和6年度
年度	取組内容											
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> 											
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・ <u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）</u> 											
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・ <u>エシカル消費に関する消費者意識調査の実施</u> ・ <u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）</u> 											
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者月間を活用した啓発</u> 											
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2）</u> ・ <u>地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者</u> 											

庁新未来創造戦略本部)

・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	持続可能な消費の普及について、
令和3年度	・ <u>持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む持続可能な生産消費形態あり方検討会中間取りまとめの内容を実施</u>
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

年度	取組内容
令和2年度	水産エコラベルについて、 ・ <u>事業者向けガイドラインの作成</u> ・ <u>イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展</u> ・ <u>国際シンポジウムの開催</u> ・ <u>認証取得者の取組紹介</u> ・ <u>事業者向けコンサルティングの実施</u> ・ <u>認証審査員・認証機関の増加に向けた取組</u> ・ <u>水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信</u> ・ <u>アジアスタンダード化に向けた調査</u>
令和3年度	水産エコラベルについて、 ・ <u>事業者向けガイドラインの作成</u> ・ <u>イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展</u> ・ <u>国際シンポジウムの開催</u> ・ <u>認証取得者の取組紹介</u> ・ <u>事業者向けコンサルティングの実施</u> ・ <u>認証審査員・認証機関の増加に向けた取組</u> ・ <u>水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信</u> ・ <u>アジアスタンダード化に向けた調査</u> ・ <u>国内消費者向けのPR活動</u>
令和4年度	水産エコラベルについて、 ・ <u>令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化</u> ・ <u>事業者向けガイドラインの作成</u>

<u>令和5年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介
<u>令和6年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けコンサルティングの実施 ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査 ・国内消費者向けのPR活動

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和2年度</u>	<u>合法伐採木材の利用促進について、</u>
<u>令和3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ）
<u>令和4年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動

(2) 消費者政策に関する啓発活動の推進

項目名	① 消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者庁、地方公共団体の消費者行政部局及び消費者団体が個別に普及啓発に取り組む従来の方法以上に効果的な普及啓発を展開するため、消費者トラブルが発生した場合における類似の事案の発生抑止、消費者向けの啓発用資料の効率的な展開等の方法を明確にした消費者庁としての普及啓発戦略を明確にした上で、災害発生後における注意喚起のための資料、リスクの高い取引に対する注意喚起のための資料、分野横断的な内容で構成される啓発用資料などを適時適切に作成・活用する。その際、多様な消費者にとって分かりやすい資料とするとともに、必要とする消費者への確に届くようにするため、各種の行政及び民間機関との連携体制の構築・強化に努める。</p> <p>→また、関連する消費者向け情報を横断的に提供する観点から、消費者庁ウェブサイトをもっと活用する（例：各種ADRの説明及びリンク集の作成）。</p>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者庁として作成した各種の普及啓発資料の認知状況</p> <p>(目標)</p> <p>特定の啓発資料へのウェブサイトアクセス数（1か月当たり）が常に一定の水準となることを目指す（令和2年度に資料を特定しつつ、設定する。）。</p> <p>対象期間中に取組前と比較して認知度を5割向上させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁としての普及啓発戦略の検討・明確化 →重要啓発資料の特定・各種の行政及び民間機関との連携体制の構築に向けた取組 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記の重要啓発資料へのアクセス数の向上に資する取組の推進各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用） →必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 →必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁としての普及啓発戦略の検討・明確化 →重要啓発資料の特定・各種の行政及び民間機関との連携体制の構築に向けた取組 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 上記の重要啓発資料へのアクセス数の向上に資する取組の推進各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用） →必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 →必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し 	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁としての普及啓発戦略の検討・明確化 →重要啓発資料の特定・各種の行政及び民間機関との連携体制の構築に向けた取組 												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 上記の重要啓発資料へのアクセス数の向上に資する取組の推進各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用） →必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し 												
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 →必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し 												
令和5年度													
令和6年度													

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

表の書式変更

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

表の書式変更

分割されたセル

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

結合されたセル

分割されたセル

--	--

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	② 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革【再掲】 ※SDGs 関連: 関連目標 13	担当省庁	環境省
------------	---	-------------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。</p> <p>また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成する。脱炭素社会づくりに向けては、家庭・業務部門における CO₂ 排出を 2013 年度比 2030 年度までに 4 割削減する必要がある、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを、消費者が積極的に選択することは、CO₂ 排出削減に果たす役割が大きく、また、事業者の取組を後押しすることにもつながる。このため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を旗印に、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、脱炭素社会に</p>
-------------	---

に向けた社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。

**KPI・
今後の取組予定**

【KPI】

- ・COOL CHOICE 賛同数（令和2年3月末時点：個人約1034万人、企業・団体約28万事業所）
- ・クールビズ及びウォームビズの実施率：
 - クールビズ（業務）の実施率（令和元年度：67%）、
 - クールビズ（家庭）の実施率（令和元年度：69%）
 - ウォームビズ（業務）の実施率（令和元年度：32%）、
 - ウォームビズ（家庭）の実施率（令和元年度：68%）
- ・省エネ導入割合：
 - 省エネ型（電機除湿器）購入割合（平成27年度：68.4%）、
 - 省エネ型（乾燥機付全自動洗濯機）購入割合（平成27年度：74.4%）
- ・照度削減率（照度削減率の変化量）（平成30年度：-8.0%）
- ・エコドライブの実施率：エコドライブ（乗用車）の実施率（令和元年度：50.8%）
エコドライブ（自家用乗用車）の実施率（令和元年度：40.7%）
- ・カーシェアリングの実施率（令和元年度：1.29%）

（目標）

令和2年度に地球温暖化対策計画、及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画を見直す予定である。これに併せて、KPIの目標、定義や個別の取組予定も見直しを行う。

【今後の取組予定】

○ 環境省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出

	<u>・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出し</u> 等		
<u>令和3年度</u>			
<u>令和4年度</u>	地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策のための国民運動実施		
<u>令和5年度</u>	計画の見直し後に具体化の予定		
<u>令和6年度</u>			
<u>項目名</u>	<u>③ 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進【再掲】</u> <u>※SDGs 関連：関連目標 12、14</u>	<u>担当省庁</u>	環境省

<p>施策概要</p>	<p>○ 環境省の取組</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針・プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチックごみ対策アクションプランを踏まえ、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル）、「プラスチックとの賢い付き合い方」をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じる。</p>														
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーン取組登録数（令和元年11月時点：957件）</p> <p>（目標）</p> <p>令和元年度内に、取組延べ登録数1,000件を達成する</p> <p>令和2年度内に、取組延べ登録数2,000件を達成する</p> <p>令和3年度内に、取組延べ登録数3,000件を達成する</p> <p>（定義）</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録された取組数。取組数はキャンペーン事務局が集計</p> <p>-</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" data-bbox="347 1048 1066 1534"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>※令和2年、3年度を含む継続した取組</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・「プラスチック・スマート」の展開</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・セミナー、公開講座等への講師派遣 等</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 	令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組	令和5年度	・「プラスチック・スマート」の展開	令和6年度	・セミナー、公開講座等への講師派遣 等
年度	取組内容														
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 														
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 														
令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組														
令和5年度	・「プラスチック・スマート」の展開														
令和6年度	・セミナー、公開講座等への講師派遣 等														
<p>項目名</p>	<p>④ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等【再掲】</p> <p>※SDGs 関連：関連目標 12</p>	<p>担当省庁</p>	<p>環境省、経済産業省</p>												

施策概要

○ 環境省の取組

資源の大切さや3Rを多くの方に周知するため、3Rの態度変容、行動喚起を促すウェブサイト「Re-Style」を運用するとともに、参加型行動促進イベント「Re-Style FES!」、「選ぼう!3Rキャンペーン」等を展開する。

※ 毎年度、3Rを念頭に置きつつも、音楽や映像などのサブカルチャーを通じた様々なコンテンツを通じて若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。

また、「3R推進月間」における「3R推進全国大会（・循環型社会形成推進功労者表彰・ポスターコンクール）」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」及び関係機関の意見を踏まえた情報発信方法の改善等を行う。

○ 経済産業省の取組

循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。

・3R行動の実践を呼び掛けるため、各種イベント等の広報活動を行う。

・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。

・「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選ぼう！3Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数（令和元年実績：11メーカー、約6,700店舗） ・「3R促進ポスターコンクール」への応募数 現状維持（令和元年実績：5,540件） <p>（目標） 出典：第4次循環型社会形成推進基本計画 具体的な3R行動の実施率を、令和5年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。</p>												
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・選ぼう！3Rキャンペーン</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供	令和4年度	・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等	令和5年度	・選ぼう！3Rキャンペーン	令和6年度	
	年度	取組内容											
	令和2年度												
	令和3年度	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供											
	令和4年度	・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等											
	令和5年度	・選ぼう！3Rキャンペーン											
	令和6年度												
	<p>○ 経済産業省の取組</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。	令和3年度	・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
年度	取組内容												
令和2年度	・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。												
令和3年度	・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。												
令和4年度													
令和5年度													
令和6年度													